

コーディング・マニュアル

1 はじめに

これからしていただきたいことは、記事を読んで内容を分類し、その結果をシートに記録することです。内容の分類法は以下に記してあります。それをよく読み、別途提供するトレーニング・サンプルで練習をしてから、作業を始めてください。作業を進める際は、記事 No. と記事タイトルがシートと合っていることを常に確かめてください。また、作業途中で分類法があいまいになったときには、必ずこのマニュアルを読み返して下さい。

なお、内容を分類することをコーディング、本書のことをコーディング・マニュアル、記録するシートをコーディング・シートと呼びます。

2 記事の取得法

分析対象とする記事はシートに記されています。それらは読売新聞のデータベースから以下の要領で取得しました¹。それらの記事を自身で取得される場合は、各対象期間の記事数が以下の表と一致するか、確かめてください。

注意が1つあります。読売新聞のデータベースでは、東京、大阪、西部などの発行元を指定した検索はできません（2023年9月時点）。そのため、単純な検索結果には、東京、大阪、西部など複数の発行元が混在します。そこから「東京」だけを選びだしたものが、以下の表の「記事数」です。シート上の記事の並び順は、以下の表の「記事IDの順」にあるとおりです。

- | | |
|-------------|----------------------|
| ● データベース | ヨミダス歴史館（平成・令和 1986～） |
| ● 検索語 | 殺人 or 殺害 |
| ● 検索方式 | 全文検索
（言葉の揺らぎを含める） |
| ● 全国版・地域版選択 | 全国版 |
| ● 分類選択 | 「事件・事故」の「犯罪・事件」 |
| ● 発行形態 | 東京朝刊・東京夕刊 |

¹ 読売新聞のデータベースは2024年1月に「ヨミダス歴史館」から「ヨミダス」になりました。検索様式も変わったため、ここに示す検索法のうち、「分類選択」ができなくなっています（2024年3月現在）。

● 検索対象期間、記事数、記事一覧の ID の順

検索対象期間	記事数	記事 ID の順
1987年 09月01日～09月30日	52	古い順
1992年 09月01日～09月30日	23	古い順
1997年 09月01日～09月30日	76	古い順
2002年 09月01日～09月30日	107	古い順
2007年 09月01日～09月30日	115	古い順
2012年 09月01日～09月30日	88	古い順
2017年 09月01日～09月30日	56	朝刊の新しい順、夕刊の新しい順
2022年 09月01日～09月30日	42	朝刊の新しい順、夕刊の新しい順

3 記録から除外する記事

これから記事を読んで、「犯人」とされる人物ごとに内容を分類していきます。ただし、以下の条件のいずれかに当てはまる記事（または記事中の人物）についてはシートに何も記録せず、空欄のままにしてください。つまり、記録から除外します。

【注】信頼性の検定のために依頼するコーダーには、あらかじめこれらの記事・人物を除外し、分析対象とする人物を明示したコーディング・シートをお渡しします。信頼性の検定のためのコーダーはそれら人物のみをコーディングしてください。

記録から除外する記事（または記事中の人物）の条件

- 被疑者が不明であるもの。
- 被疑者・被告人・受刑者が事件の発生当時に少年（20歳未満）であるもの。特定少年（18・19歳）²も記録から除外します。
- 時効が成立した事件のもの。
- 被疑者・被告人・受刑者が精神障がい者である、またはその疑いが強い者。もともと実名を出さないよう配慮されている場合があるため除外します。
- 海外で起こった事件で、被疑者・被告人・受刑者が日本人ではないもの。一方、日本で起こった事件で、被疑者・被告人・受刑者が日本人でない場合は、そ

² 特定少年とは、2022年4月1日に施行された改正少年法で新たに定義されたもので、罪を犯した18・19歳の者を指します。特定少年が設けられた理由は、民法において成年年齢が20歳から18歳に下げられた（2022年4月1日）ことに対応するためです。なお、改正少年法は、特定少年が殺人事件などで起訴された場合に実名報道を可としています。

これらの人物が日本で裁かれることになっていれば記録してください。

- 冤罪事件、または冤罪であることが強く推定される事件。
ただし、記事が記された時点でまだ「被疑者」「被告人」「受刑者」であり、冤罪かどうか不明である場合は除外せずに記録してください。
- 被害者の追悼式記事など、被害者の情報しか記載されていないもの。
- 殺人事件に関連する記事ではあるが、「殺人・殺人未遂・殺人ほう助・殺人予備罪（等³）」に問われている被疑者・被告人・受刑者についての記事ではないもの。
- 面名が「童話」など、フィクションのもの。
- 特定の事件を扱ったり具体的に述べたりしておらず、全体的な傾向や対策について書かれているもの。
- 「殺人、殺人未遂、殺人ほう助、殺人予備罪（等）」以外の罪（たとえば危険運転致死傷罪）に問われている被疑者・被告人・受刑者についての記事のもの。
※記録するのは、罪種が「殺人、殺人未遂、殺人ほう助、殺人予備罪（等）」のとき、あるいはそう推定されるときのみです。

4 記録する変数

除外する記事（または記事中の人物）にあたらぬ場合は、タイトルと内容を読んで記録します。記録するのは以下の4つの変数です。いずれの変数も人物単位で記録します。

4.1 「段階」変数

記録する単位	人物ごと
選択するカテゴリー	被疑者／被告人／受刑者
選択方式	単一選択（3つのうちいずれか1つ）

記事内で扱われている「犯人」と疑われる人物が、「被疑者」「被告人」「受刑者」のどの段階に属するかを、以下の基準に従って分けてください。被告人、受刑者の場合は記事にそう記されていることがよくあります。被疑者については特に注意してください。

複数の人物がいる場合

1記事内に「被疑者」「被告人」「受刑者」が複数名掲載されている場合は、シート上で行を下に追加（挿入）し、1人ずつ別の行に記録してください。

³ ここでの「等」は、殺人に類する罪を指します。たとえば逮捕監禁致死など。

記録する人物・しない人物⁴

● 記録する人物

- 罪種が「殺人・殺人未遂・殺人ほう助・殺人予備罪（等）」のいずれかである、あるいはそう推定される人物
- 罪種が「殺人・殺人未遂・殺人ほう助・殺人予備罪（等）」以外で逮捕・起訴などされているが、「殺人・殺人未遂・殺人ほう助・殺人予備罪（等）」のいずれかの容疑がかかっている（と推定される）人物

● 記録しない人物

- 罪種が「殺人・殺人未遂・殺人ほう助・殺人予備罪（等）」以外の容疑である人物
- 罪種が「殺人・殺人未遂・殺人ほう助・殺人予備罪（等）」の容疑であるが、例えば他者の「証人」として公判に出廷しただけの人物

「被疑者」「被告人」「受刑者」の判断基準

- **被疑者**：捜査機関（警察）により罪を犯したと嫌疑をかけられ捜査対象となっている人物、起訴される前の人物。「殺害後自殺」など被疑者死亡の状況も「被疑者」段階とする。
- **被告人**：起訴された段階の人物。「殺人・殺人未遂・殺人ほう助・殺人予備罪（等）」以外の罪状で既に起訴されている被告人が「殺人・殺人未遂・殺人ほう助・殺人予備罪（等）」で再逮捕・起訴される場合も「被告人」とする。なお、本マニュアルでは、「被告人」と表記しているが、新聞紙面に掲載の際は「被告」である。
- **受刑者**：刑の執行中または執行後にある人物。死刑囚を含む。

4.2 「情報の種類」変数

記録する単位	人物ごと
選択するカテゴリー	氏名／年齢／性別／住所／写真・絵／職業・親族／手口／動機／出身
選択方式	複数選択（あてはまるものすべて）

記事が、被疑者・被告人・受刑者の「氏名」「年齢」「性別」「住所」「写真・絵」「職業・親族」「手口」「動機」「出身」を記しているかを記録します。これら9カテゴリー

⁴ 上で述べたとおり、信頼性の検定のために依頼するコーダーには、「記録する人物」をあらかじめ明示したコーディング・シートをお渡しします。したがって、各人物を記録すべきか・しないべきかをコーダーが独自に判断する必要はありません。

のそれぞれについて、記載があれば「1」を、なければ「0」を記入してください。記録するにあたっては、対象人物が4.1で「記録する人物」だと判断されていることが前提です。

各カテゴリーの判断基準

いずれもタイトルを含むことに注意してください。

- **氏名**：名前が記されているもの。姓のみの場合も含む。
- **年齢**：年齢が記されているもの。30代や50代など、大まかなものも含む。
- **性別**：「男」「女」などと明記されているもの。あるいは「夫」「妻」「母」「父」「家政婦」など、性別が推定できる語・情報が明示的に使われているもの。たとえば、「妻を殺害した」という記述から本人が「夫」（男）であると分かる表現も含む。一方、氏名による性別推定はここに含めない。また、「交際していた女性を殺害した容疑」という場合、当該人物の性別を断定できないため、ここに含めない。
- **住所**：住所が「市区町村」以下の町名等まで記されているもの。町名等までがあれば、番地はあってもなくてもよい。たとえば被害者の住所が示されており、加害者が「近くに住む」などと表現されていて、実質的に住所を特定できる場合を含む。また、施設や建物の名が示されるなど、実質的に住所を特定できる場合を含む。ここでの住所とは「生活の本拠」を指し、事件が起きた場所ではないことに注意。ただし、事件の起きた場所が「生活の本拠」でもある場合は当カテゴリーを選択する。「住所不定」に類する表現は含めない。
- **写真・絵**：当該人物の写真が掲載されているもの⁵。あるいは「写真＝○○被告」などと記載されているもの。法廷画など、当該人物の模写を含む。
- **職業・親族**：「何をしている人物か」「どこに属している人物か」に言及されているもの。「会社員」「無職」「主婦」「自称○○」「元○○」などの表現、団体・組織名が記載されているもの。（たとえば被害者の）「母」「妻」「子」「親族」など、家族・親族等の関係から当該人物を特定できる表現も含む。一方、「職業不明」は含めない。また、「友人」も含めない。
- **手口**：「どのように殺したか（殺そうとしたか）」に言及しているもの。「刺殺」「絞殺」「放火殺人」など簡単に触れられているものも、詳細に記されているものも含む。
- **動機**：「なぜ殺したか（殺そうとしたか）」に言及されているもの。「強盗殺人」で強盗目的だとわかるような表現も含む。
- **出身**：「○○出身」「○○籍」「○○人」と記されているもの。国籍や都道府県、い

⁵ データベースで検索する際に「写真」または「図」が「有り」とされる記事のみについて、実際の紙面を参照して判別してください。ただし、信頼性の検定のために依頼するコーダーは「写真・絵」のカテゴリーはコーディングせず、とばしてください。理由は、正解が一意に決まるため、信頼性を検定する必要がないからです。

かなる出身も含む。名前からの推定は含まない。

4.3 「情報源」変数

記録する単位	人物ごと
選択するカテゴリー	警察／検察／当人・弁護士／証人／裁判所／その他・不明確
選択方式	複数選択（あてはまるものすべて）

被疑者・被告人・受刑者に関する情報の出所を記録します。「警察」「検察」「当人・弁護士」「証人」「裁判所」「その他・不明確」の6カテゴリーのそれぞれについて、その組織（例えば警察）や人物（例えば証人）が情報の出所として登場している（書かれている）と判断される場合に「1」を、そうでない場合に「0」を記入してください。1人の人物に複数の情報の出所がある場合は、そのすべてに「1」を記入します。記録するにあたっては、対象人物が4.1で「記録する人物」だと判断されていることが前提です。

注意点

1記事内で、出所が明示されている情報と明示されていない情報が混在していることもあります。その場合は、明示されているカテゴリーだけでなく、「その他・不明確」のカテゴリーにも「1」を記録してください。

特に注意していただきたいのは、記録する対象が「被害者」の情報ではないという点です。記録するのは、あくまで事件の「被疑者」・「被告人」・「受刑者」に関する情報についてです。ここでは、供述の有無や供述内容、犯行動機、犯行手口等の事件概要を対象とすることを前提としてください。

各カテゴリーの判断基準

いずれもタイトルを含むことに注意してください。

- **警察**：「〇〇署によると」「捜査関係者によると」「捜査関係者への取材でわかった」「〇〇署では、～する」など、情報の出所が「警察」であるとわかる場合。タイトルに「分かれた妻を逮捕／神奈川県警」などと、警察が情報源だと考えられる場合を含む。また、「～署は～を逮捕した。」などの表現に続く「調べによると」「発表によると」「犯行を自供した」など、「調べ」や「発表」が警察によるものだと文意から判断されるものを含む。
- **検察**：「起訴状によると」「検察によると」など、情報の出所が検察であるとわかる場合。タイトルに「～を起訴／〇〇地検」などと、検察が情報源だと考えられる場合を含む。
- **当人・弁護士**：「弁護側は」「被告は」など、情報の出所が疑いを向けられている側・

弁護側であるとわかる場合。

- **証人**：「証人によると」という表現があるなど、情報の出所が「証人」にあるとわかる場合。鑑定人を含む。
- **裁判所**：「判決によると」「〇〇裁判官は」など、情報の出所が裁判官や裁判所にあるとわかる場合。
- **その他・不明確**：以上のいずれにも当たらない場合。あるいは情報の出所が不明確だと判断される場合。

4.4 「呼称の有無」変数

記録する単位	人物ごと
選択するカテゴリ	1/0
選択方式	単一選択 (1 か 0 のいずれか)

氏名が記載されている場合に、その氏名の後ろに「容疑者」「被告」「受刑者」「死刑囚」(またはこれらと同等の表現)と記載されていれば、「1」を、されていなければ「0」を記入してください。氏名が記載されていない人物については空欄のままにしてください。被疑者や被告人などが複数名いる場合に、たとえばまとめて「〇〇・〇〇両被告」などとなっている場合は、その全員が「記載されている」としてください。「元被告」といった表現も「記載されている」に含めます。

5 最後に

以上に不明瞭な点がなければ、まずトレーニング・サンプルで練習をおこなってください。それから実際のコーディング作業に移ります。本マニュアルに従い、なるべく個人の価値判断に頼らず、客観的なコーディングを行うよう留意して下さい。このたびはコーディングにご協力をいただき、誠にありがとうございます。